

新車新規自動車登録時の自動車税環境性能割にかかる付加物について

自動車税環境性能割の課税標準となる通常の取得価額には、「車両本体価額」のほか、「付加物（自動車に取り付けられる附属物）の価額」が含まれます。

この付加物とは、通常自動車の取付用品といわれているものを指し、ボルトやネジ等によって自動車に固定されているものが通例です。

付加物を例示すると以下のとおりとなりますので、付加物を判断する際の参考にしてください。

なお、メーカーオプションまたはディーラーオプションを問わず、該当する付加物であれば課税対象となりますのでご注意ください。

1 自動車全般において想定されるもの（例）

例示① 付加物に該当するもの（課税標準に含むもの）

- | | | |
|-------------------|---------------|---------------|
| ○カーナビゲーション | ○ETC車載器 | ○エアコン |
| ○ドライブレコーダー | ○カメラ（リヤ、バック等） | ○モニター |
| ○オーディオ（CD、DVD等） | ○スピーカー | ○オートアンテナ |
| ○ミラー類（ワイドルームミラー等） | ○バイザー類 | ○エアバッグ |
| ○ランプ類（フォグラмп等） | ○泥除け | ○ナンバープレートフレーム |
| ○特別塗装色 | | |

その他自動車に付加して一体となっているもの

例示② 付加物に該当しないもの（課税標準に含まないもの）

- | | | |
|----------------|----------------|---------|
| ○カバー類（シートカバー等） | ○マット類（フロアマット等） | ○ヘッドレスト |
| ○ETCセットアップ費用 | ○チャイルドシート | ○スペアタイヤ |
| ○タイヤチェーン | ○標準装備される工具 | ○洗車用具 |

工具等を要せずに容易に脱着できるもの

2 特殊用途自動車において想定されるもの（例）

バックブザー、リヤラダー、車いす固定装置（車いす移動車）、無線電話・無線アンテナ（現金輸送車）、教官用スピードメーター（路上教習車）など、詳しくは自動車税事務所にご確認ください。

3 調査の実施について

地方税法に基づく調査を実施し、付加物の取得価格が確認できる書類（注文書等）の提出または提示を求めるなど、適正な申告がなされているかの確認・調査を行っておりますのでご協力ください。

なお、調査により不足額があることが判明した場合は、修正申告納付が必要となります。